

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 7 年 5 月 28 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ジンプロピリダズ、フェリムゾン、フェンメディファム、プロスルホカルブ

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）～ 同年 2 月 28 日（金）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1 件
- ・郵送 0 件

(2) 提出意見の総数 1 件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>フェリムゾンという殺菌剤については、水濁基準が0.05に対して、計算値は0.022であり、ちょっとしたことで超えそうですが、問題ないのでしょうか？</p> <p>ちょっとしたことでオーバーしそうな場合、基準を厳しくすべきです。</p>	<p>フェリムゾンについては、第一段階の水濁PECは登録基準値を下回っているものの、近接していたことから、より精緻な第二段階の水濁PECを算出しております。第二段階の水濁PECは0.0013mg/Lであり、登録基準値0.050mg/Lと比較し、十分に低いことを確認しております。</p> <p>詳細は中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第94回）資料7を御覧ください。</p>